

市民文教委員会

創造都市・文化振興課

アクトシティ浜松利用料金等負担軽減措置の終了について

1 概要

浜松市教育文化会館の休館に伴い、平成 27 年 4 月から開始したアクトシティ浜松利用料金等負担軽減措置について、浜松市市民音楽ホールの開館により終了する。

2 これまでの経緯と廃止の理由

学校教育関係団体の教育文化活動や成果発表の場として活用されていた浜松市教育文化会館が、老朽化と耐震性の問題から平成 27 年 4 月に休館となったことに伴い、教育活動の場の確保のために、アクトシティ浜松ホール利用受付時の優先予約と利用料金の負担軽減措置を、休館と同日から実施した。

今回、浜松市市民音楽ホールについて、令和 3 年 7 月から施設の貸し出しを開始することにより、教育関係団体等の活動の場が確保される見通しとなったことから負担軽減措置を終了する。

3 終了する負担軽減措置について

(1) 軽減措置の対象

施設：アクトシティ浜松大ホール、中ホール

対象団体：学校教育法第 1 条に規定する市内学校（幼・小・中・高・大学）等

(2) 軽減措置の内容

①利用受付時の優先予約

- ・平日の演奏会、発表会等の利用に限り 24 か月前からの予約受付

（通常の利用は 18 か月前から受付、3 日間以上の連続利用は 25 か月前から受付）

②利用料金の負担軽減

- ・大ホールの中規模利用（1、2階 1,582 席）及び中ホール（1,030 席）の利用料金について、最大で 5 割の負担軽減

4 負担軽減措置の終了時期について

①優先予約

- ・令和 2 年 1 月 31 日の予約をもって終了

②利用料金の負担軽減

- ・市民音楽ホールの施設貸出開始前（令和 3 年 6 月）の利用分まで負担軽減を実施
- ・ただし、令和 2 年 1 月 31 日以前に予約済みの団体（優先予約及び 3 日間以上の連続利用）は、最大で令和 4 年 2 月 28 日まで（優先予約は R4. 1. 31 まで、3 日間連続利用は R4. 2. 28 まで）の利用に対し負担を軽減

5 今後のスケジュール

令和元年 12 月中旬から、優先予約及び負担軽減の終了について関係団体に周知

《参考》負担軽減期間のイメージ

■ … 軽減料金期間、 □ … 通常料金期間

	予約時点	令和元年度		令和2年度	令和3年度	
		1/31	2/1		7/1	
利用料金の負担軽減	令和2年 1月31日以前に 予約した場合			優先予約 (24か月前から受付→最大24ヶ月後のR4.1.31まで軽減)		
				通常予約 (3日間連続利用: 25か月前から受付→最大25ヶ月後のR4.2.28まで軽減)		
	令和2年 2月1日以後に 予約した場合			※優先予約終了 通常予約 (18か月前受付) →6/30まで軽減) (通常料金)		
				通常予約 (3日間連続利用) →6/30まで軽減) (通常料金)		